12　公立高等学校等の体育館等における空調設備の充実について

（共同提案）

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所等にもなるなど多様な社会的要請があることを踏まえ、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化等、防災機能の強化を図っているところである。

一方、近年は災害級の暑さが常態化しており、空調設備は児童生徒及び避難者の安全確保のための必須インフラとなっているが、特に補助制度がない公立高等学校や、暑さへの配慮が必要な児童生徒が多い特別支援学校における体育館等への空調設置の遅れが喫緊の課題となっている。

教育環境の向上はもとより、災害時の避難所等としての機能強化及び避難者の健康確保の観点からも、体育館等への空調の設置促進が必要である。

また、特別支援学校体育館等への空調設置に当たっては、学校施設環境改善交付金の活用が可能であるが、骨太の方針により、補正予算を前提とした従来の運用から、当初予算措置へ移行する方針が示されていることから、移行期に予算の谷間が生じ、今年度の事業に支障が生じるおそれがある。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

１　近年は災害級の暑さが常態化しており、空調設備は生徒及び避難者の安全確保のための必須インフラとなっていることから、公立高等学校体育館等の空調設置についても、学校施設環境改善交付金の補助対象とするとともに、全ての公立高等学校体育館等の空調設備の稼働に係る光熱費を地方交付税措置の対象とすることに加え、起債措置等の財政支援措置の更なる拡充を図ること

２　学校施設環境改善交付金の運用に当たっては、令和９年度の当初予

算を十分に確保するとともに、令和８年度の事業に支障が生じることのないよう、補正予算又は予備費等で必要な財源を確保すること